規則

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）に基づき、人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和三年十二月二十一日

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則一七―〇―一三八

人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部を次のように改正する。

別表文部科学省の部内部部局の項中「高校修学支援室長　教育課程企画室長」を「教育課程企画室長　情報教育振興室長　外国語教育推進室長」に、「情報教育振興室長　外国語教育推進室長」を「高校修学支援室長」に、「新興・融合領域研究開発調査戦略室長」を「戦略研究推進室長」に、「量子研究推進室長　地域支援室長」を「競争的研究費調整室長　拠点形成・地域振興室長」に、「競争的資金調整室長　基礎研究推進室長　素粒子・原子核研究推進室長」を「量子研究推進室長　素粒子・原子核研究推進室長　大学研究力強化室長」に改め、「原子力国際協力室長」を削り、同部国立教育政策研究所の項中「総合研究官」を削る。

別表厚生労働省の部内部部局の項中「麻薬対策企画官　検疫所業務管理室長」を「麻薬対策企画官　検疫所業務企画調整官」に、「鑑定調整室長」を「戦没者遺骨鑑定推進室長」に改め、「社会統計官」を削り、「労働保険審査会事務室長　調査資料室長」を「検疫所管理室長　労働保険審査会事務室長　健全育成推進室長　母子家庭等自立支援室長　施設調整等業務室長　調査資料室長　戦没者遺骨調査室長　保健統計室長　社会統計室長」に改め、「、検疫所業務管理室長」を削り、「、事業推進室長」を「、事業推進室長、戦没者遺骨鑑定推進室長、検疫所管理室長」に、「総務班長　予算班長　管理班長」を「予算班長　管理班長　総務班長　人事班長」に改める。

別表農林水産省の部内部部局の項中「農村政策推進室長　都市農業室長」に、「都市農業室長」を「農福連携推進室長」に改め、同部地方農政局の項中「事業管理調整官」を「事業管理調整官　洪水調節機能強化対策官」に改める。

別表国土交通省の部地方航空局の項中「空港経営改革調整官」を削る。

別表備考第一項中「令和三年九月一日」を「令和三年十一月三十日」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。